

ID: 107

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	助成金の決定		
例規名 根拠条項	東大和市高齢者住宅建設費助成条例施行規則 第3条		
例規番号	平成4年規則第41号		
<p>【基準】</p> <p>第3条、東大和市高齢者住宅建設費助成条例第2条及び第3条の規定による。 (助成金の申請及び決定)</p> <p>第3条 助成金の交付を受けようとする土地所有者等は、共同施設等整備事業、建築設計事業又は除却事業のそれぞれの事業ごとに東大和市高齢者住宅建設費助成金交付申請書(第1号様式)に別表第2に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、東大和市高齢者住宅建設費助成金交付決定通知書(第2号様式)により土地所有者等に通知するものとする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 助成を受けることができる者は、市の区域内に高齢者住宅を建設する民間の土地所有者等(高齢者住宅の所有を目的とする地上権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者を含む。)とする。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、共同施設等整備、建築設計及び除却に係る経費について助成するものとし、その内容、助成率及び助成限度額は、規則で定める。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	助成金の変更		
例規名 根拠条項	東大和市高齢者住宅建設費助成条例施行規則 第4条		
例規番号	平成4年規則第41号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。</p> <p>(助成金の変更)</p> <p>第4条 土地所有者等は、助成金の交付決定後の事情変更により事業の取りやめ等事業計画を変更しなければならないときは、あらかじめ東大和市高齢者住宅建設費助成金変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請を承認したときは、東大和市高齢者住宅建設費助成金変更承認通知書(第4号様式)により土地所有者等に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	使用者の決定		
例規名 根拠条項	東大和市高齢者住宅条例 第8条第1項		
例規番号	平成9年条例第29号		
【基準】			
第6条から第8条までの規定による。			
(使用者の資格)			
第6条 高齢者住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。			
(1) 65歳以上のひとりぐらし世帯の者又は65歳以上の高齢者のみの世帯の者			
(2) 市の区域内に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されていること。			
(3) 次のいずれかの事由により住宅に困窮し、かつ、自力による代替の住宅を確保することが困難であること。			
ア 現に居住する住宅について立退きの要求を受けていること。			
イ 現に居住する住宅が保安上又は保健衛生上劣悪な状態にあること。			
ウ 現に居住する住宅について経済的理由により継続して使用することが困難であること。			
(4) 健康で、自立して日常生活を営むことができること。			
(5) 収入が、21万4,000円を超えないこと。			
(6) 高齢者住宅を使用させることが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないこと。			
(使用者の資格の特例)			
第7条 高齢者住宅の借上げに係る契約の終了により当該高齢者住宅の明渡しをしようとする使用者が、当該明渡しに伴い他の高齢者住宅に使用の申込みをした場合においては、その者は、前条第3号から第5号までに掲げる条件を具備する者とみなす。			
(使用の申込み等)			
第8条 前2条に規定する使用者の資格を有する者で高齢者住宅を使用しようとするものは、規則で定めるところにより市長に使用の申込みをし、使用者としての決定を受けなければならない。			
2 前項の申込みは、公募の都度1世帯1か所限りとする。			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 111

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	使用料の減免及び徴収猶予
例規名 根拠条項	東大和市高齢者住宅条例 第18条第1項(第31条第4項及び第33条第3項において準用する場合を含む。)
例規番号	平成9年条例第29号
<p>【基準】</p> <p>第18条、東大和市高齢者住宅条例施行規則第14条及び第15条の規定による。 (使用料の減免及び徴収猶予)</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、高齢者住宅の使用料を減免し、又は徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 使用者又は同居者が地震、暴風雨、洪水、高潮、火災等の災害による被害を受けたとき。</p> <p>(2) 使用者又は同居者が疾病、失職その他の事由により著しく生活困難の状態にあるとき。</p> <p>(3) 使用者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(4) 使用者及び同居者の責めに帰すべき事由によらないで、引き続き10日以上高齢者住宅の全部又は一部を使用することができないとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による使用料の減免の額及び期間並びに徴収の猶予の期間については、規則で定める。</p> <p>3 使用者は、第1項の規定により使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第14条 使用者は、条例第18条第3項の規定による使用料の減免の申請をしようとするときは、高齢者住宅使用料減免申請書(第15号様式)にその理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、高齢者住宅の使用料を減免する必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めてこれを承認することができる。</p> <p>(1) 条例第18条第1項第1号に該当する場合において、当該被害額のうち市長が認定した額を、世帯収入(市長が認める範囲内の収入をいう。以下この条において同じ。)から控除した額が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の額(住宅扶助に係る基準を除く。以下この条において「生活保護基準額」という。)に当該高齢者住宅の使用料を加えた額未満であるとき。</p> <p>(2) 条例第18条第1項第2号に規定する疾病により、長期にわたる療養を必要とする場合において、当該療養のために支出した、又は支出すべき費用のうち市長が認定した額を、世帯収入から控除した額が、生活保護基準額に当該高齢者住宅の使用料を加えた額未満であるとき。</p> <p>(3) 条例第18条第1項第2号に規定する失職その他の事由による場合において、失職その他の事由により世帯収入が、生活保護基準額に当該高齢者住宅の使用料を加えた額未満であるとき。</p> <p>(4) 条例第18条第1項第3号に該当する場合において、生活保護法による住宅扶助の受給者</p>	

<p>で、支給される住宅扶助の額が当該高齢者住宅の使用料の額に満たないとき。</p> <p>(5) 条例第18条第1項第4号に該当するとき。</p> <p>3 市長は、前項の規定により使用料の減免を行う場合においては、次の各号に定める場合に 応じ、当該各号に定める額を減免する。</p> <p>(1) 前項第1号又は第2号に該当する場合で、被害額等のうち市長が認定した額を世帯収入 から控除した額が生活保護基準額以下であるとき又は同項第3号に該当する場合で、世帯 収入が生活保護基準額以下であるとき 当該高齢者住宅の使用料の全額</p> <p>(2) 前項第1号又は第2号に該当する場合で、被害額等のうち市長が認定した額を世帯収入 から控除した額が生活保護基準額を超えるとき又は同項第3号に該当する場合で、世帯収 入が生活保護基準額を超えるとき 当該高齢者住宅の使用料の額と生活保護基準額を超 える部分の収入金額との差額相当額</p> <p>(3) 前項第4号に該当する場合 当該高齢者住宅の使用料の額と支給される住宅扶助の額 との差額相当額</p> <p>(4) 前項第5号に該当する場合 当該高齢者住宅の全部を使用することができないときは 当該高齢者住宅の使用料の全額又は一部を使用することができないときは当該高齢者住 宅の使用料の2分の1の額の範囲内の額</p> <p>4 市長は、前2項に規定するもののほか、条例第18条第1項第5号に該当する場合は、1年以内 の期間を定めて高齢者住宅の使用料を減免することができる。この場合において、減免する 額は、その都度市長が別に定めるものとする。</p> <p>5 市長は、第1項に規定する申請があった場合は、第2項又は前項に規定する減免の要件を審 査し、その結果を高齢者住宅使用料減免承認・不承認通知書(第16号様式)により申請者に通 知するものとする。</p> <p>6 市長は、前項の規定により減免の承認を受けた者が、第2項又は第4項に規定する減免の要 件が消滅したと認めるときは、減免の承認を取り消し、その旨を高齢者住宅使用料減免承認 取消通知書(第17号様式)により通知するものとする。</p> <p>(使用料の徴収猶予)</p> <p>第15条 使用者は、条例第18条第3項の規定による使用料の徴収猶予の申請をしようとする ときは、高齢者住宅使用料徴収猶予申請書(第18号様式)にその理由を証する書類を添えて、市 長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、使用者が条例第18条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、使用者の使用料の支払 能力が6月以内に回復すると認めるときは、6月を限度として、使用料の徴収の猶予を承認す ることができる。</p> <p>3 市長は、第1項に規定する申請があった場合は、前項に規定する要件を審査し、その結果を 高齢者住宅使用料徴収猶予承認・不承認通知書(第19号様式)により申請者に通知するもの とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 121

担当部署: 健幸いきいき部 地域包括ケア推進課

処分の概要	利用の承認
例規名 根拠条項	東大和市地域包括支援センター条例 第7条
例規番号	平成17年条例第20号
<p>【基準】</p> <p>第6条から第8条まで及び東大和市暴力団排除条例第8条の規定による。</p> <p>(利用することができる者)</p> <p>第6条 包括的支援事業等(第1号介護予防支援事業を除く。以下この項において同じ。)を利用することができる者は、東大和市(以下「市」という。)が行う介護保険の被保険者、その家族その他包括的支援事業等を行う必要があると指定管理者が認める者とする。</p> <p>2 第1号介護予防支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市が行う介護保険の居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等をいう。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、地域包括支援センターにおける第1号介護予防支援事業を行う必要があると指定管理者が認める者</p> <p>3 介護予防支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 市が行う介護保険の居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、地域包括支援センターにおける介護予防支援事業を行う必要があると指定管理者が認める者</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第7条 第1号介護予防支援事業又は介護予防支援事業を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用の承認をしない。</p> <p>(1) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) 管理上支障があると認めたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めて市長の承認を得たとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長、教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置する公の施設の利用の承認(以下「承認」という。)をすることにより、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該承認について定める他の条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。</p>	

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日